

### 3. 秋の行政事業レビュー（11月11日、12日）の結果（1／3）

（第2回デジタル行財政会議報告資料）

本年度の秋のレビューでは、デジタル行財政改革という大きな枠組みの中で、コロナ対策の検証含め、予算事業や基金、さらに規制といった幅広い内容について議論を実施。とりまとめのポイントは次のとおり。

#### 1. 予算関連事業

##### （1）【コロナ関連】

##### 持続化給付金（経済産業省）

- 事務委託を検討する際は、受託事業者の能力をはじめとした妥当性や透明性を考慮し、再委託ありきとならないよう留意する。また、中間検査や確定検査などにより、間接コストが増大しないようチェックを厳格に行う必要。

##### （2）【コロナ関連】

##### 雇用調整助成金（厚生労働省）

- 迅速な審査・支給、不正の防止・検知のため、マイナンバーの活用も含め、申請から支給まで原則デジタル化すべき。コロナ対策の効果分析を行い、雇調金の在り方や危機時の対応について、成長分野への労働移動の観点も含め検討すべき。

##### （3）介護におけるデジタル技術の

##### 活用の加速化（厚生労働省）

- 介護ロボット等の導入・生産性向上のロードマップを作成、年限を区切って目標を設定し、進捗をモニタリングすべき。特養や介護老人保健施設をはじめ通所・訪問介護等においても生産性向上の取組を進め、人員配置基準の柔軟な取扱い等を可能とし、業務負担の軽減や介護の質の向上等に繋げていくべき。

##### （4）地域脱炭素移行

##### ・再エネ推進交付金（環境省）

- データ収集を含めた事業の効果検証の仕組みを構築し、地域特性・課題等を類型化、基準を整理した上で地域を選定し、単なる設備導入支援にとどめることのないよう、地域の取組の基盤構築に主眼を置き、他地域で自立的に導入可能なものとなるような枠組みを構築すべき。

##### （5）教育におけるデジタル技術の

##### 活用の加速化（文部科学省）

- GIGA端末や校務システムなどについては、更新時期の平準化にも留意しながら、広域調達によるコストダウンを図るべき。学校の在り方、教師の役割、授業方法などをアップデートするDXの取組についても検討していくべき。

##### （6）国立研究開発法人科学技術振興機構

##### 運営費交付金に必要な経費（文部科学省）

- 文部科学省内の類似の事業を整理した上で必要な見直しを行うとともに、将来的には政府全体の精査も必要。また、ニーズの多様化に対応する制度設計、明確なアウトカム指標の設定、補助金申請者目線で分かりやすい情報発信も必要。

### 3. 秋の行政事業レビュー（11月11日、12日）の結果（2／3）

#### 2. 基金

##### I 個別の基金

###### （1）具体的な成果目標【中小企業イノベーション創出推進基金（内閣府）】

- 基金全体の具体的な成果目標をできるかぎり早期に策定して、それに沿って各省庁が予算執行を行う体制を構築すべき。
- 令和9年までの採択期間の終了を待たずに、対象企業の技術実証の進捗度合を公表して、基金全体の成果をきちんと検証すべき。
- 一般社団法人の基金業務が適切に行われるように、担当省庁が監督できる体制を整備し、さらに、一民間企業が基金予算の配分ルールの策定や補助金交付の審査を行っているとの誤解されないよう、具体的な役割分担を基金シートに明記して公表すること。

###### （2）終了予定時期【産地パワーアップ事業基金（農林水産省）、担い手経営発展支援基金（同）】

- 直近の執行額を前提に、基金の執行見込み額を見直すとともに、現在の残高でどの程度の期間、運営が可能か精査すべき。
- 中長期の成果目標を見直すとともに、それを踏まえた基金の終了期限の設定を検討すべき。

###### （3）コロナ関連【中小企業等事業再構築促進基金（経済産業省）】

従前の枠組みについて、

- 新型コロナ対策としての役割は終わりつつあるので、基金のうちそれにかかる部分は廃止し、もしくは抜本的に事業を構築し直すべき。
- 申請書・財務諸表の精査、四半期ごとのモニタリングといった仕組みが確立されない限り新規採択は一旦停止すべきであり、それができない場合は基金として継続する必要は認められないため、国庫返納して通常の予算措置とすべき。
- 審査の厳格化とデータの収集の厳格化については、引き続き十分な検討が必要である。

### 3. 秋の行政事業レビュー（11月11日、12日）の結果（3／3）

#### 2. 基金（つづき）

##### Ⅱ 今後の基金全体の点検・見直しにあたっての検討

- 基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額が概ね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるべき
- 予算決定と同時に、短期（3年程度）のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表すべき
- 基金への予算措置は、3年程度を目途として、成果目標の達成状況をみて、次の措置を検討すべき
- 足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう、毎年度の基金シートにおける基金の点検を厳格に行うべき。
- 基金の終了期限については、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行うべき
- 担当省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避けるべき

#### 3. 規制

##### 公証人による定款認証について（法務省）

制度が有効に機能しているとは言い難く、起業家の負担になっている。このため、

- モデル定款を用いる一定の場合については面前確認を不要とする。その上で、手続効率化にあわせて手数料を無料に近い金額とすることを年内に決定すべき。
- さらに、将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を年度内に早期に検討すべき。